NEWSLETTER by 子どもの権利条約ネットワーク No. 1 1992年1月15日発行

子どもの権利条約

〔目　次〕

●子どものページ……2～3
●国内の動き　……4～5
＊条約批准をめぐる国の動きとその問題点（喜多明人）
＊団体の動き／文献紹介
●海外の動き　……6～7
＊「子どもの権利委員会」
＊NGO／各国の動き
●会員の声　……8

発足！子どもの権利条約ネットワーク

★11月17日（日）に行なわれたネットワーク設立総会の模様を報告。★

91年11月17日（日）、東京・市ヶ谷の法政大学69年記念館で「子どもの権利条約ネットワーク」の設立総会が行なわれた。90年11月以来、1年近くの準備期間を経て、満を持しての発足である。

喜多明人＝準備委員会（当時）代表の開会あいさつのあと、『解説・子どもの権利条約』（日本評論社）などの著書でもつとに知られる永井憲一さんの記念講演が始まった。

★条約をめぐる国民的議論を

永井さんはまず広島の「風の子学園」事件に触れ、「大人の側の一方的な押しつけによって、子どもの人権が踏みにじられていないだろうか」「子どもは未成熟であり、親が指導・監督・養育・教育しなければならないというが、子ども自身に『こうしたい』というものがあって、それにしたがって育てるという姿勢が欠如してはいないだろうか」などと、日本での子どもをめぐる状況を厳しく批判した。

続いて、「子どもの権利条約」ができてきた歴史的背景や同条約の特徴について、いくつかの柱を立ててくわしく解説。とくに第12条「意見表明権」の重要性を強調し、親の役割の大切さや、これによって「責任をもって意見をいえる子どもを育てることが期待できる」などの効果などを述べた。

最後に、批准への動きをどう進めるかに関して、「1年2年を急いで批准することより、批准の際に抵触することになる国内法の改正と、それも含めてこの条約について国民的議論が活発に交わされることのほうが大事」「子どもの権利とは何か、大人の権利とは何か、それを考えることに長い時間を費やすべきであると思います」などと提言。1時間半近い講演にも、「そんなに長い話には思えないほどわかりやすかった」との声も出るほどであった。

⇧総会で講演する永井憲一さん

続いて総会議事に入り、「呼びかけ」や会の規約、92年度の予算案などを参加者とともに議論。すでに準備委員会事務局からかなり練った案が提出されていたが、「呼びかけには戦争・紛争のこともぜひ入れてほしい」「規約案では18歳未満の人の会費は2500円ということになっているが、子どもに幅広く参加を呼びかけるということを考えると、思いきって2000円にしたほうがいいのではないか」などの声が出て、若干の修正が加えられたあと、拍手をもって採択された。

総会後に開かれた懇親会にも、子どもを含めたかなりのメンバーが参加。自己紹介のあと歓談となり、終わりのほうになるとカラオケが飛び出したり、一部青年が子どもと座ぶとん投げをして遊んだりするなど、多様な年齢構成ならではの光景も見られた。

（平野裕二）

★運営委員会のお知らせ（参加自由）

＊2月2日（日）午後2時～5時
①ユニセフ刊『世界子供白書』に関する報告、②情報交換、③ニュースレター第1号の検討および第2号の企画、④情報網づくりについて、⑤5月ごろに予定しているイベントについて、など。立正大学にて。

＊3月21日（土）午後2時～5時

＊4月11日（土）午後2時～5時

題字イラスト／土田義晴

《チルドレンズ・コーナー》は、「権利条約」の主人公である子ども自身が作るページです。条約のわかりやすい解説などをやっていきます。

子どもの権利条約ができるまで

子どもの権利条約成立の歴史

20世紀初頭、スウェーデンの女性解放論者として知られるエレン・ケイは著書『子どもの世紀』（1900年）のなかで、今世紀を〝子どもの世紀〟にしたいと記した。これを端緒として、子どもにたいする福祉や教育分野における見直しを求める声が欧米諸国に高まっていく。それにともない、子どもの権利についての社会的規範の確立をめざす取り組みも開始されはじめた。

このような流れを背景として、1924年、国際連盟が「ジュネーブ宣言」（子どもの権利宣言の前身）を採択。そして第2次世界大戦後、戦争への反省から国際連合がつくられ、1948年に「世界人権宣言」を採択する。

その影響から、子どもを保護の対象としてのみとらえた「ジュネーブ宣言」は、子どもを権利主体としてとらえた「子どもの権利宣言」（1959年11月20日採択）へと発展した。

1978年になってポーランドが、翌年の国際児童年事業の一環として、「子どもの権利宣言」の条約化を提案。国連人権委員会もポーランド提案を積極的に受け入れ、1979年から本格的な条約づくりに乗り出した。そしてついに、児童年10周年（「子どもの権利宣言採択」30周年）の1989年11月20日、子どもの権利条約が国連総会で全会一致で採択されたのである。

子どもの権利条約の特色とは

では、ここで子どもの権利条約の特色を挙げてみよう。

「ジュネーブ宣言」が「子どもの権利条約」へと発展していくなかで、子どもは〝保護の対象〟から〝権利主体〟へ、そして〝権利行使の主体〟へととらえ直されていった。そのことによって、子どもは大人と変わりなく権利を行使できるようになっていく。条約の大きな柱になっているのは、生存・発達の権利や保護される権利、そして参加の権利である。

生存・発達の権利では、子どもはだれからも阻害（じゃま）されずに生きる権利をもっていることなどを保障。保護される権利では、親が子どもをなぐる・けるなどの虐待をする場合にはその子どもを守るために法律・政治・社会・教育のそれぞれの面から手を打つことなど、その他さまざまな権利を保障している。

そして参加の権利で大きな位置を占めているのが、第12条の「意見表明権」である。そこでは、自分の思いや考えを表現できる子どもは、その子どもに関係あることすべてについて、自由に思いや考えを表現できる権利をもつことになっている。だから、子どもが自主的に意見を表明したのに大人に無視されてしまうなどということは問題になってくるのだ。

（和田洋子）

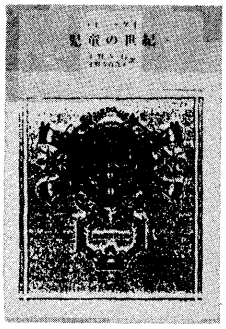

⇨エレン・ケイ『児童の世紀』（富山房百科文庫）原書は1900年刊行。

91年9月29～30日にかけて開かれた豊多摩高校記念祭で「子どもの権利条約」のことが取り上げられた。永井憲一さんや喜多明人さんの講演もありという本格的なもので、中学生・高校生自身の動きが少ないなか、注目に値しよう。記念祭に参加した飯塚恭代さん（豊多摩高校3年）に感想を寄せてもらった。

＊　＊

「学校」と「子どもの権利」

「子どもの権利」という言葉を意識し始めたのは9月、記念祭でPTAと学友会の出し物のテーマとして「子どもの権利」について考えはじめてからでした。

前々から、校則などについては少し考えたことはありましたが、「子どもの権利」という言葉は頭に浮かびませんでした。きっと、私が権利の侵された状況のなかにいると感じたことがなかったせいでしょう。また、ひょっとしたら心の底で、「子どもの権利は大人に与えられるもの」という意識があったからかもしれません。

記念祭の準備として生徒の生の声を聞いたとき、親に対しては「干渉しすぎる」という意見が多くありましたが、学校にたいしては、権利の侵害を感じるという声はまったくといっていいほ

なぜ注目されない？「権利条約」

さて、去年の5月5日の子どもの日、あれほどまで新聞をにぎわせた「子どもの権利条約」は、いまどうなっているのだろう。

朝日・毎日・読売の三大新聞はこぞって「権利条約のなんたるか」を解説し、知識人へのインタビューを敢行したりしていたが、それでも現在「権利条約」の知名度は低い。もともと「権利」などというテーマを続けざまに扱うのはむずかしく、一歩道を踏みはずすと現実から離れた精神的かつ美談的な記事になりかねないのだが、それでも花火のように一回で終わってしまうのはかなすぎる。

ともかく知名度は低く、「権利条約」の原稿を担当していると友人に話せば、「なんだそれ、またわけのわかんないことやってるな」などといいたい放題いわれてしまうのだ。こんなことで、この条約の日本での批准が実現するのだろうか。

そもそもこの条約は、数ある国際条約のなかでも鳴りものいりで登場したといっていい。新聞でこれほど取り上げられているのも、数ある条約のなかでも初めてに近いそうだ。それにもかかわらず、なぜ人はこの条約に目を向けないのだろを。要因は探せばきりがないほど見つかるだろうが、今回は子どもに関連した点を探っていこう。

＊　＊

まず第1に、これはなんとも単純であるが、「子どもがこの条約を必要としなかった」のだった。知名度が低いことそれ自体が、暗黙のうちにそのことを証明してくれている。子どもが「自分の権利を規定してくれる条約」を「どうもありがとう」と素直に受け入れるかというとこれも疑問だが、とにかく第1の要因は、「子どもが条約を必要としなかった」ことだ。

第2は「子どもが特別扱いされすぎている」ことではないだろうか。間違いがないようにしておきたいのだが、大人が子どもをかわいがるのは当然のことである。問題はそんなことではなく、子どもが大人とくらべて「一種のペット」のような扱いを受けているということだ。子どもはただ「かわいければ」よく、「権利の主体」などというと子どもが子どもでなくなってしまうような錯覚が親たちを襲うのではないだろうか。

第3に、もっとも大きいのは、「権利」という言葉があまりにも現状とかけ離れたものに映ってしまうことだろう。「権利」と叫んでも、けっきょくは親――もっと大きくいえば社会や金（経済）には無力なのだろうという意識が、人々の心に根強く残っているのだと思う。

この点が「権利意識が進んでいる」といわれる欧米諸国との決定的な違いではなかろうかとも思う。僕はアメリカ人が「権利」というものを日本人より深く理解しているといっているのではなく、「権利」の特性・効果・利用法を、日本人よりはるかに心得ているといいたいのだ。

「権利」が通用しないからとあきらめるのではなく、どのように「権利」を使ったらよい境遇にいれるのか、同じ考えをもつ人と協力したり、「権利」を抑えつける人の矛盾を広く訴えたり、方法はいくらでもあると思う。だから、「権利」というものを教義的にとらえるのではなく、「権利」という媒介を用いていかに自分が生きていきやすくなるか、それを考えてもらいたい。

「子どもの権利条約」についても、別に条約の実効性に力を借りるのではなく、その条約を一般的なものにしていくことがもっとも重要なのである。

（日高雄三）

どありませんでした。このことから、私は「学校」と「子どもの権利」について考えました。

私の学校には校則がありません。しかし、問題がないとはいえないまでも、たいていのことは自主的・自律的に行動できていると思います。先生方も私達の権利を尊重し、一人の人間として接してくれます。そのなかで私たちは伸び伸びと生活し、勉強だけでなく、人間として大切なことをたくさん学んできたと思います。

本来、学校とはそういう場でなくてはならないと思います。しかし、今の社会を見渡してみると、そういう学校は決して多いとはいえません。生徒手帳に書ききれないほどの校則は、生徒にとってまさに「拘束」です。このような場で何が生まれるのでしょうか？それが普通だと思っている人もいると思いますが、「おかしい」と思っている人もたくさんいるはずです。いまこそ「子どもの権利条約」を広めて、生徒会やPTAが動くきっかけになってほしいと思います。

記念祭が終わって、いままで見えなかったものも見えてきたと思います。私は、これからいわゆる「大人」の側になっていく人間ですが、引き続き考えていかなくてはならない問題だと思います。◆

条約批准をめぐる国の動きと問題点

★法解釈で条約をやりすごそうとする政府の動きは問題だらけ。★

1990年12月14日に中山外相（当時）が条約批准の意思表明（参議院予算委員会）をして以来、政府部内においては、外務省を中心に各省庁等で検討がすすめられてきた。

その対応の動きを大きく分ければつぎの二つにまとめることができる。

①「解釈」のりきり批准論――おおむね法解釈で対応し、ほぼ法改正なしに次期通常国会（4～5月ころ）で批准する。

②時期尚早論――条約と矛盾する法制度の見直し・法的整備を優先し、かつ所官庁等の慎重論を配慮して批准を延期する。

――現段階では、国会の信義上、今回の通常国会で批准するのが自然ではあるが、②のような慎重論も台頭しており、予断を許さない状況にある。ここでは①を中心にみておこう。

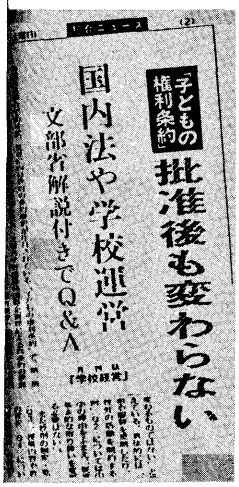

⇧『日本教育新聞』11月9日付

批准しても"何も変わらない"――政府の主流は「解釈」のりきり型

昨年秋口に入り、政府サイドでは、条約の批准を法解釈でのりきろうとする動きが顕著になった（産経新聞9月17日付等）。

批准の際に法改正などの変更は不要とする考え方は、少年司法領域の議事ではあったが、91年4月9日の堀田力＝政府委員の答弁（参議院法務省委員会）のなかにすでに示されている。

そのような流れは、91年秋以降の文部行政サイドの「広報」キャンペーンによって、不動のものとなったとみてよい。

91年9月20日、坂本弘道＝文部省初中局長が都道府県等教育長会議の席で、生徒の政治活動について「教育的な見地からの規制は許される」、条約の批准によって「生徒の取り扱いが変わることはない」、「条約と内申書開示を結びつける解釈は誤っている」などと発言（『毎日新聞』9月21日付、『内外教育』9月27日付等）。

その後、11月には、岡本薫＝文部省学術国際局国際企画課課長補佐名で、月刊誌『学校経営』11月号に「『児童の権利に関わる条約』について」が掲載され、合わせてQ&A方式による項目別解説が公表された（後者は学校経営編集部名になっているが、実質的には文部省見解と思われる）。同趣旨のQ&Aは、項目を増やして日本教育文化研究所編『Q&A・児童の権利条約――教育現場の不安に答える』（11月15日発行）にまとめ直されている。

"何も変わらない"という5点の論拠

その論調は、条約を批准しても、これまでの学校教育の政策や運用は一切変更する必要がない、の一点に終始するもの。

その論拠は次の5点にまとめることができる。

①法改正・変更不要論

日本ではすでに日本国憲法・国際人権規約などが適用されているのだから、同趣旨の子どもの権利条約が批准されても変更は不要というもの。この変更不要論については、法改正の必要性を議論していくほか、法改正不要論が行政・運用面の変更不要論にまで安易に結びつけられている点に注意をむける必要があろう。

②発展途上国用条約論

条約の目的は「極めて困難な状況」下におかれている子ども、とくに発展途上国の子どもの救済にあり、日本は例外をのぞいてこの水準に達しているというもの。発展途上国の子どもの救済でこの条約が果たす役割は重要だが、欧米の子ども問題の解決など、条約の作成過程で問われていた点を無視することはできまい。

③わがまま助長論

自由権や意思表明権の行使は、子どもの"わがままを助長"し、学校や社会を混乱させる。権利より義務、自由よりも責任重視の教育を優先すべき、というもの。

④教育と人権二分論

学習指導要領による日の丸・君が代の強制は国民的基礎教育であって、子どもの思想・信条とは別個の問題――というもの。

⑤"上に弱く下に強い教育専門性"論

子どもの学校参加にたいしては教師の「教育専門性」優先、ただし「国の定める基準」や教育委員会の判断はその教師の「教育専門性」よりも優先される――というもの。

いずれも条約5条＝親・子育て当事者による「子どもの権利行使の指導」論が欠落していることなど、検討すべき課題が多い。

（喜多明人）

GROUPS（団体紹介）

★日弁連・第34回人権擁護大会

日弁連（日本弁護士連合会）第34回人権擁護大会第3分科会が主催したシンポジウム「子どもたちの笑顔が見えますか」が、11月14日に栃木県・宇都宮で開催された。子どもの権利がテーマになるのは85年の秋田大会以来6年ぶりで、平日にもかかわらず一般市民・弁護士あわせて約600人が参加。

喜多明人さんによる基調講演のあと、家族・福祉・教育・少年司法それぞれの分野の部会を担当する弁護士の基調報告を受けて、討論に入った。冒頭、特別報告として「風の子学園事件」被害者の父親の手記が朗読され、続いて登校拒否・子どもの虐待・非嫡出子差別などの問題に取り組んでいる大人が続々と発言。高校進学時の内申書の開示を求めている高校生（大阪）から、「子どもが主人公のはずなのに、なにか大人中心で考えているような気がする」という発言も出た。

翌15日の大会では、「国や地方公共団体などが『子どもの権利オンブズマン』（仮称）を設置する」ことなどを求める〈子どもの権利条約に関する決議〉が採択された。◇

★子どもの人権埼玉ネット

「子どもの人権・父母の権利保障を求める埼玉ネットワーク」（代表・大田堯＝東大名誉教授ら）の発足1周年記念イベントと総会が、91年12月15日、浦和市で開かれた。

総会に続いて行なわれた「おもいっきりトーク」では、県内で教育や差別・環境問題で行動している高校生を中心とする若者10数人が発言。県立高校で「学校生活を考える会」として活動している高校2年生は、「とくに若い教師は、教えをこう相手は目上の人だけだと思っている」「『言いたいことがあるなら主張しろ』と（教師の権威をバックに）いうのはやめてほしい」と述べ、学校場での教員の姿勢について批判した。

また、春日部に住む高校1年生は、今年6月にブラジル・リオデジャネイロで行なわれる「環境と開発に関する国連会議（UNCED）」に、未来を担う自分たちの代表を送るために「ブラジルに我らの声を！　高校生会議埼玉」を結成して活動していくことを表明した。

大人を含む運動グループでの子どもの発言は、ときには大人の用意した舞台で子どもが踊るようなことにもなるが、この場合そのような感じがなく、非常によい雰囲気で集会は終わった。

（菅　源太郎）

BOOKS（文献情報）

★「子どもの権利条約」に関する主な文献

日本の子どもの人権状況やそれへの関心の高さを反映して、条約にかかわる文献は多数出版されている。ネットワークでは現在、国際教育法研究会の協力をえて『資料・子どもの権利条約――学習と実践の手引』（エイデル研究所刊）を作成中で、そのなかに詳細な参考文献リストを収録する予定なので、ここでは条約の理解を助ける基本的な文献を紹介。

＊　＊

条約成立の要因のひとつである世界の子どもたちの現実については、『世界子供白書』（ユニセフ駐日代表事務所）、『子どもにどんな地球を残しますか』（福武書店）、『チルドレンズ・ライツ』（日本評論社）などを参照。

条約を理解するためには、堀尾輝久『子どもの権利とは何か』（岩波書店）や同『人権としての教育』（同）などで『子どもの権利』の歴史的展開やとらえ方を知り、田畑茂二郎他『国際人権条約・宣言集』（東信堂）や永井憲一監修『教育条約集』（三省堂）などで人権諸条約のなかに条約を位置づけることも必要になろう。条約の制定過程については喜多明人『新時代の子どもの権利』（エイデル研究所）を。

条約の総合的解説書としては、永井憲一他『解説子どもの権利条約』（日本評論社）、日弁連機関誌『自由と正義』91年2月号、下村哲夫他『児童の権利条約』（時事通信社）、日弁連・第34回人権擁護大会第3分科会基調報告書『子どもたちの笑顔が見えますか』などがある。

とくに問題になっている学校教育については、教育科学研究会編『子どもの権利条約　学校は変わるのか』（国土社）のほか、特集雑誌多数。

ほかに、伊藤書佳他『子ども発・知りたい国連子どもの権利条約』（ジャパン・マシニスト）、『子どもと読む・子どもの権利条約』（母と子社）、草土文化刊『子どものしあわせ』91年六月臨時増刊号などが、条約をわかりやすく論じている。

（荒牧重人）

動き始めた「子どもの権利委員会」

★「子どもの権利委員会」初会合でどんな議論が出たか……？★

「子どもの権利条約」は、条約に定められた義務を締約国（条約を批准または加入した国）がちゃんと実施しているかどうかを監視するために〈子どもの権利委員会〉を設置します。締約国は、国内の子どもの権利にかかわる状況、権利実現のためにとった措置、権利保障の進歩状況などを、その委員会に報告しなければなりません。委員会は、ユニセフ等の国際機関や関係するNGO（非政府組織）の専門的助言や援助を受けながらその報告内容を審査し、締約国や国連総会に提案と一般的勧告を行ないます（条約第43～45条）。

委員会は、子どもの権利保障にかかわる締約国の法律・政策・実際の行動について、さまざまな政府やNGO・国際機関が対話と議論を行なってその内容を検討・評価する機会をつくりだす場であり、条約の解釈や適用に関する国際基準を発展させ、さらに条約実施のための国際協力を推進するという大切な役割をもつものです。

1991年2月27日、委員会を構成する10人の専門家（個人資格）が締約国によって選出されました。このなかに、「レッダ・バルネン」というNGO（スウェーデン）の事務局長であるトーマス・ハムマーベルグさんが加わっていることは注目に値します。

委員会は、第1回会合を91年9月30日から10月18日までジュネーブで開き、締約国が適切な報告書を提出できるように、その構成や作成方法を定めるガイドラインについて話し合いました。また、条約の締約国数が異例のスピードで増えているため、年1回の開催や10人の委員では、審議の時間や財政面で活動が充分にできなくなるのではないかという危惧も出ています。

私たちは日本政府にたいして、「権利条約」の早期批准を求めるとともに、〈子どもの権利委員会〉が充分な活動を行なえるようにするための必要な措置を、国連の関係機関やNOGと相談して早急にとるよう働きかけなければなりません。また、先のガイドラインなどを検討し、将来の日本の報告書を子どもの権利保障にふさわしいものにしていく準備をする必要があります。

（荒牧　重人）

★「権利条約」―各国の動き★

1989年11月20日の採択から2年あまりで、「子どもの権利条約」を批准（加入）した国は105か国、署名した国は133か国になった（91年12月17日現在）。これほど短期間でこれほど多くの国が批准（加入）を行なうのはきわめて異例なこと。しかし、批准した国では実際にどんな改革が行なわれているかについては、なかなかニュースがとどいてこない。左頁上段でスウェーデンの例が紹介されているが、ここではその他の批准国の状況をかいつまんで取り上げよう。

＊　＊

★なんといっても特筆すべきはフランスの動きである。いわゆる「先進国」としてはかなり早く（90年8月7日）「権利条約」を批准した同国では、日本にとってもかなり参考にすべき試みが多々行なわれている。

まず、批准までの過程で当事者である子ども・若者の声を積極的に取り入れようとした。たとえば、▽条約採択直後、国会上院で「子どもからの発言」と題する子ども自身の討論会を開き、▽全国5か所の主要都市で、同条約の普及と意見集約をめざす「子どもの権利に関する三部会」を開催、▽国会で行なわれた条約の審議には全国から7～14歳の子どもたち約100名が集まり、審議の模様を傍聴――などである。

批准後は、生徒の権利をはっきりと位置づけた「1989年教育基本法」（ジョスパン法）、そして90年秋に全土でまきおこった高校生デモの波などがあいまって、とくに第12条「意見表明権」をどう実体化していくかが焦点になっている。政府部内で「権利条約」担当官に任命されたエレーヌ・ドルラック氏も、「これから主に進めなければならないことは『意見表明権』を具体化することであり、とくに学校での教育と生活、生徒自身の進路決定に生徒たちの積極的な役割を認めていくことである」と述べているほどだ。

〝フランスでは子どもは厳しくしつけるのが当たり前で、「権利条約」も発展途上国の子どもたちを守るためのものとしか受けとめられていない〟とする主張が一部にあるが、それがまったくの誤ちであることはこのような例からも明らかなのである。

★南米のエクアドル（90年3月23日批准）やコスタリカ（90年8月21日批准）では、子どもたちが「権利条約」のどの条項をもっとも重要視しているかを調べるため、子ども自身による住民投票が行なわれた。エクアドルでは90年

OMEP国際フォーラム報告

★OMEP（世界幼児機構）が日本で国際フォーラムを開催。★

ユネスコの諮問機関でもあるOMEP（世界幼児教育機構）は、91年11月23日から28日にかけて東京・横浜・大阪・滋賀の各地で「『子どもの権利条約』フォーラム――子どもの基本的人権を守る保育の創造」を開催した。小児科医でコルチャック研究家のシコルスカ女史（ポーランド）、児童心理学者で国連NGO「子どもの権利条約委員会」のOMEP代表でもあるバックストレーム女史（スウェーデン）を招いて開かれたもので、ネットワークからも東京・横浜の両フォーラムに参加。

シコルスカ女史は講演のほとんどをコルチャックという人物の紹介にあてた。さきごろ日本でも『コルチャック先生』という映画で紹介された彼は、20世紀はじめのポーランドで、孤児院長として子どもの権利の確立に貢献した人物である。女史によれば、「コルチャックのつくった孤児院では、院内で衝突が起こると子どもが自主的に裁判したり、子ども自身の手によって雑誌がつくられたりするなど、『子どもの権利条約』の理念がすでに実現していた」とのことだ。

バックストレーム女史は「スウェーデンでは、1985年にOMEPを含む7つのグループが『子どもの権利条約』の内容について検討をはじめていた。先進国のなかでかなり早く（91年6月）批准したのも、このような関心があったからだろう」と述べ、同国における条約の実施状況を説明。

とくに注目されたのは、スウェーデン政府が計画している子ども向けの条約広報対策である。政府は今後3年間で3000万クローネ（約7億円）を支出して、3種類（6～8才用・9～12才用・13～18才用）の普及パンフレット『MY RIGHTS(私の権利)』を作り、今春までにすべての子どもに渡ることにしているそうだ。日本で同じことをやると約100億円かかる。

「先進国」スウェーデンでの実施状況は日本で条約を実施するにあたってもおおいに参考になる。それを知ることができたと同時に、これからも情報交換することを両女史と確認できるなど、たいへん有意義なフォーラムとなった。

（菅　源太郎）

6月30日に18万人以上の6～12歳児が投票に参加、コスタリカでは同年9月14日に48万人近くの5～14歳児が参加したという。広報活動としても、意見表明権の保障措置としても、注目に値する試みである。

★意見表明権を保障しようとする試みはほかにもある。たとえばノルウェー（91年1月8日批准）では、90年5月、「環境と開発」をテーマに子どもたちから6000枚のハガキを募集、そのなかから子ども代表を選んで政治家たちと公開討論をする機会が用意された。これは、今年6月にブラジルで開かれるUNCED（国連環境会議）を支援する試みでもある。

また、ブラジル（90年9月24日批准）やタイ（未批准；ただし内閣は批准する方向で合意している）では、国会議事堂に子どもたちを集めて発言の機会を用意する「子ども国会」が行なわれた。

★そのブラジルはユニセフのニュースレター『First Call for Children(子ども最優先)』で「子どもの権利キャンペーンのモデル」とまで呼ばれた国。同国では「権利条約」採択の前年（88年）に新憲法が施行されたが、そのなかにすでに、まだ草案にすぎなかった同条約の趣旨を取り入れている。

さらに、90年9月には「子どもと青少年法」（Children and Adolescents Act）が、「権利条約」の趣旨に沿って成立した。これは少年司法分野の法律だが、それまでは"援助を必要とする子ども"も"親に捨てられた子ども"もいわゆる"非行を行なう子ども"もいっしょくたにされたうえに、みんな施設に放り込まれていたのが現状だったのである。この法案は、NGOなどの連合組織「子どもと青少年の権利を守るためのNGOフォーラム」によって国会に提出されたものだった。

同国では、いまなおストリート・チルドレンが多数虐殺されているなどの問題も残っているが、ブラジル政府は子どもにたいする暴力にも立ち向かう姿勢を見せているとのことである。

★ニューヨークで開かれた「子どものための世界サミット」（90年9月29～30日）に対応する動きも各国で行なわれているが、とりあえず『チルドレンズ・レポート』（ARC）No.11にサミット後1年間の流れはまとめてあるのでご参照のほどを。それ以降の動きについてはいずれ本誌で紹介したい。

★ところで、「権利条約」とは直接関係はないが、日弁連・第34回人権擁護大会第3分科会実行委員会（5ページ上段参照）が作成した資料『子どもの権利オンブズマン』は一読の価値あり。海外で、どんな機関が子どもの権利擁護のために活動しているかの実例が豊富に紹介してある。

（平野裕二）

会員の声

今回は、11月17日の設立総会へよせられたメッセージのなかから紹介します。

＊　＊

「子どもの権利条約」をひろめ、深め、活用していくことが、日本の子どもの幸せを世界的（地球的）な視点でとらえつつ、実現していくことになるでしょう。「ネットワーク」がその推進役として豊かな情報を提供してくれることを期待します。　**（愛知／増山均＝あいち「ベスト・インタレストの会」）**

権利というと反射的に義務をともなうと思い、そのために権利を求めない風潮が根強く青少年にあります。権利より義務を強調する〝教育の成果〟でしょう。この権利条約の権利（人権）には義務はないことを広く知らせる必要があります。　**（長崎／河原一男）**

『「子どもの権利条約」熊本の会版』（第3版）が完成しました。これからも「ネットワーク」づくりのため「笑顔忘れずきっちゃせず」行動していきましょう。　**（熊本／生駒研二＝「子どもの権利条約」批准・熊本の会）**

子どもの意見表明権を行使する意見表明力を育てる教育とは何かという問題が、教育学に課せられているひとつの課題だと思います。教育学と教育法学との新しい協力共同と相互討論を積極的に作り出していく機会でもあると思います。21世紀の日本の教育はどうあるべきかを考え、実践し、交流していくネットワークの発展を期待しています。　**（東京／佐貫浩）**

個人では知りにくい正確な情報を、わかりやすく伝えてほしい。一緒に勉強していきたいと思っています。　**（千葉／戸田真理子）**

まだまだ、主人公の子どもたちの多くは、条約の内容はもとより、条約の存在そのものも知らないのが現実です。知らせていくことの大事さを感じています。　**（神奈川／長谷川孝）**

子どもの最善の利益は子どもの意見に従って判断すべきだし、大人の「その意見は誤っている」という意見も無視はしないが、これは「過ちを糧に成長する権利」の前ではけっきょく決定力をもたない。子どもの意見表明権は「その内容の当否」ではなく、意見表明する子どもの「年齢と成熟」によって採否が決められることを見逃してはならない。　**（福岡／八尋八郎）**

在日韓国・朝鮮人の子どもたちは、日本の社会の「民族差別」というぬかるみに足をとられながらも、あくまで自分自身が「何者なのか」にこだわっています。日本人の子どもたちにしてみても、他民族を抑圧する差別社会にはがまんならないでしょう。子どもの権利条約は、すべての子どもたちの自由と平等を実現するためのものです。未知のものの息の根を止めようとする小心者の〝大人〟なんぞ蹴っとばして、共に力を合わせて働きましょう。　**（神奈川／李　喜奉）**

いよいよ旗揚げとのこと、おおいにネットをはりめぐらせてください。それにしても子どもを権利行使の主体、主人公として育てていくことに対する親の大人の義務、責任の大きさをおもいます。しかもそれは親の青年たちとの共同なくして果たしえないことのようにもおもいます。高校生、大学、青年の活躍を期待します。　**（東京／渡辺顕治）**

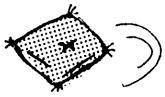

編集後記

◆ネットワークのニュースレター『子どもの権利条約』創刊号をお届けします。できばえはいかがでしょうか。◆先回りして作った側の反省を述べておくと、ちょっと文字が多すぎた。平野はもともと活字人間で、必然性のある写真ならともかく、埋め草のような形で図版を使うなら文字で埋めといたほうがましだという性分なのですが、どうも最近ではそういう誌面の作り方はなかなか受け入れられないようです。平野が別途発行している『チルドレンズ・レポート』にいたっては表紙以外写真もイラストもないというありさまで、ときおり糞味噌にいわれております。◆“中学生にも読めるものを”というのが本誌の方針ですが、図版の少なさにくわえて、文章にもちょっとむずかしいものが散見されました。いろいろと改善しなければならない点があります。ご意見をお寄せください。　（平野裕二）

『子どもの権利条約』1月号
1992年1月15日発行（No.1）
★発行（隔月刊）
子どもの権利条約ネットワーク
〒105　東京都港区海岸
1－6－1－831
☎&FAX.03-3433-7990
（月・金曜日／午後1時～4時）
★発行人　喜多明人
★編集人　平野裕二
★年会費　3,000円
18歳未満2,000円
＊郵便振替　東京8-750150
★印刷　㈲M企画